

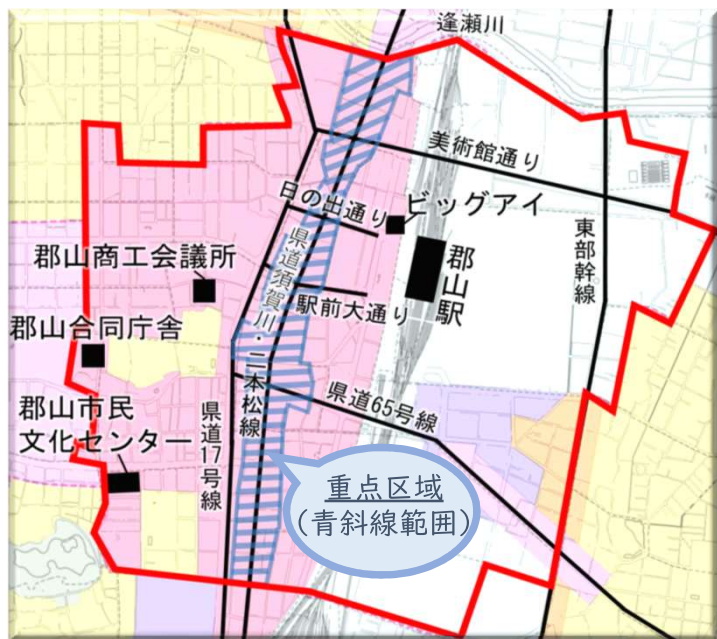
郡山市まちなかりノベーション支援補助金



中心市街地の遊休不動産を利活用した、
「居心地のよいまちなか」をつくる取り組みを支援します。

対象エリア

中心市街地
(地図赤枠の範囲内)



補助対象事業

①～⑤の事業を行うために
改修工事、賃貸借契約を
締結するもの

① 店舗の運営事業

：小売業、宿泊業、飲食サービス業、
生活関連サービス業

② オフィスの運営事業

③ 業務支援施設の運営事業

④ コミュニティスペース等の地域の活性化 に寄与すると認められる施設の運営事業

⑤ ①～④の事業を行う者に リノベーションした遊休不動産を 賃貸する事業

など

※改修工事完了日から1年以内に事業を開始し、
2年以上継続又は実施者と賃貸借契約を2年以上
締結することが必要です。

中 改修工事支援

対象者

中心市街地の遊休不動産(※1)を
リノベーションし、補助対象事業を行う
個人又は団体
(※1)6カ月以上利活用されていない空き家・
空き店舗等 が対象です。

対象経費

内装工事費、外装工事費、
建具工事費、給排水衛生設備工事費、
冷暖房・空調工事費、
電気・照明工事費、ガス工事費
設計・工事監理費、
工具等のレンタル費、残置物撤去費

補助上限額

【重点区域】 150万円
【重点区域以外】 50万円
(補助率:いずれも2分の1以内)

家 賃借料支援

対象者

改修工事支援を受けてリノベーションした
遊休不動産を所有者から賃借し、
利活用事業を行う個人又は団体

対象経費

開業した月の翌月から起算して
24か月までの賃借料
※管理費、共益費、水光熱費、
駐車場使用料その他の経費は
除きます。

補助上限額

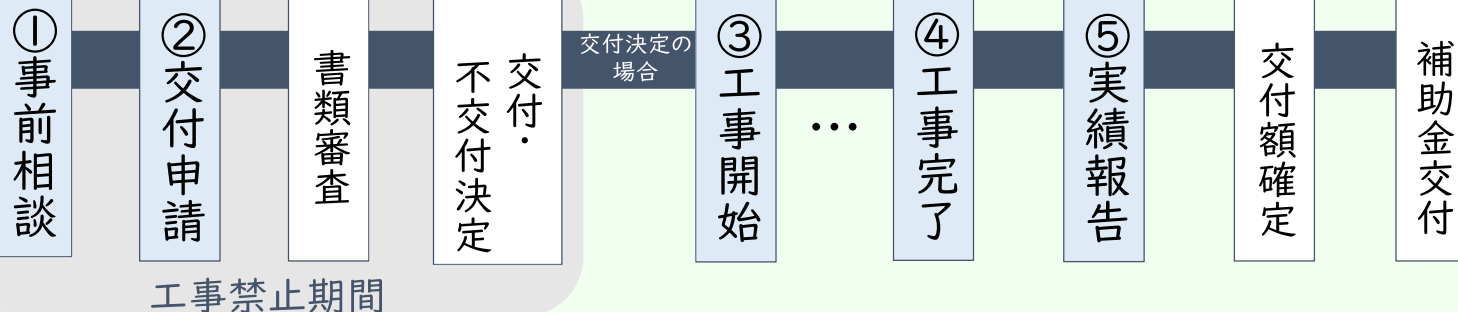
月額 3万円
(補助率:2分の1以内)

※「改修工事支援」と「賃借料支援」では交付要綱が異なりますので、申請にあたっては該当する要綱を必ずご確認ください。
※対象経費に係る消費税及び地方消費税は除きます。
※予算の上限に達した場合、年度途中で受付を終了する場合があります。

申請方法

新たに申請を行う場合は、申請前に「事前相談シート」を作成の上、**必ず**都市政策課へ**事前相談**を行ってください。

改修工事支援



申請書類

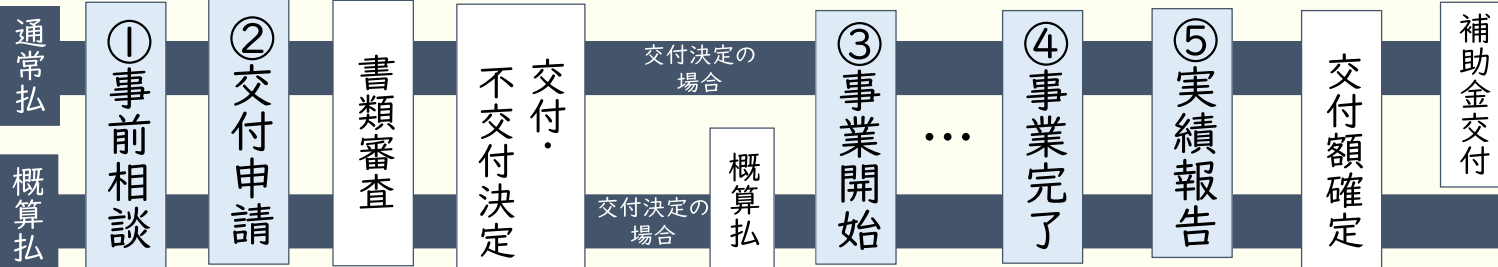
共通

- ☐ 補助金等交付申請書
- ☐ 補助事業計画書(第1号様式)
- ☐ 補助事業収支予算書(第2号様式)
- ☐ 同意書兼誓約書(第3号様式)
- ☐ 対象経費が確認できる書類
- ☐ 遊休不動産の位置図
- ☐ 設計図書等(配置図、平面図、立面図等)
- ☐ 遊休不動産の写真(内観及び外観)
- ☐ 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類

所有者がリノベーション実施

- ☐ 遊休不動産が利活用されていなかったことが確認できる書類
- 所有者と賃貸借契約を締結してリノベーション実施
 - ☐ リノベーション施行同意書兼遊休不動産未利用期間確認書(第4号様式)
 - ☐ 賃貸借契約書の写し
- 該当する場合に提出
 - ☐ 市外事業者選定理由書(第5号様式)
 - ☐ 本補助金以外の補助金を活用している場合その他申請書類一式
 - ☐ その他参考となる資料

賃借料支援



申請書類

- ☐ 補助金等交付申請書
- ☐ 補助事業計画書(第1号様式)
- ☐ 補助事業収支予算書(第2号様式)
- ☐ 同意書兼誓約書(第3号様式)
- ☐ 賃貸借契約書の写し
- ☐ 利活用事業を開始したことが確認できる書類
- ☐ 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類
- ☐ 本補助金以外の補助金を活用している場合その他申請書類一式
- ☐ その他参考となる資料

お問い合わせ先
申請先

〒963-8601
郡山市朝日一丁目23番7号(本庁舎3階)
郡山市 都市構想部 都市政策課

☎ 024-924-2321
☎ 024-938-2720
✉ tosiseisaku@city.koriyama.lg.jp

提出方法

申請書、委任状等自署又は記名押印のもの以外は電子メールでの提出が可能です。その他、郵送・持参の提出も可能です。

申請様式等

郡山市ウェブサイト
URL:<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/130/175888.html>

